

## 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則（宮城県教育委員会規則第五号）

### （趣旨）

第一条 この規則は、高等学校等育英奨学資金貸付条例（平成十六年宮城県条例第四号。以下「条例」という。）及び教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和五十一年宮城県規則第六十号）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （貸付対象者に係る保護者の特例）

第二条 次に掲げる場合においては、条例第二条第二号の規定は適用しないものとする。

一 奨学資金の貸付けを受けている者（以下「奨学生」という。）の親権者又は未成年後見人（以下「保護者」という。）が県内に住所を有しなくなった場合で、当該保護者が県内に住所を有しなくなった日の属する年度内に、当該奨学生が、その在学する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）を卒業又は修了する見込みであるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特別の事情がある場合で、教育委員会が必要と認めるとき。

2 奨学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）又は奨学生の保護者が国外にあるときは、当該申請者又は奨学生を現に監護する者は、条例第二条第二号の保護者とみなす。

### （成年者の特例）

第三条 申請者又は奨学生が成年者である場合（次項に掲げる場合を除く。）は、条例第二条第二号の「親権者又は未成年後見人（以下「保護者」という。）が県内に住所を有する者」とあるのは、「県内に住所を有する者」として同号の規定を適用するものとする。

2 奨学生が貸付期間の中途において成年者となった場合は、条例第二条第二号中「親権者又は未成年後見人」とあるのは、「親権者又は未成年後見人であった者」として同号の規定を適用するものとする。

### （貸付対象者に係る学力基準等）

第四条 条例第二条第三号の学力及び資質が優れていると認められる者とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 学習の成績が教育委員会が別に定める基準に適合する者

二 学習活動その他生活の全般を通じて態度及び行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者

2 前項の規定は、高等学校等に在学する者で、その者の属する世帯の生計を主として維持する者等の失職等又は火災、風水害等の事由（以下「家計急変の事由」という。）により家計状況が悪化したものに対する奨学資金の貸付け（以下「家計急変による貸付け」という。）には、適用しない。

### （貸付対象者に係る経済的基準）

第五条 条例第二条第四号の経済的理由により修学に困難がある者とは、教育委員会が別に定める基準に適合する者とする。

### （現況の報告）

第六条 教育委員会は、奨学生が条例第二条各号に該当していることを確認するため、奨学生又は奨学生が在学する高等学校等の長に対し、必要な報告を求めることができる。

### （貸付金額）

第七条 奨学資金の貸付金額は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	貸付金額(月額)	
国立の高等学校等(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二十三条の規定により設置される高等学校等を含む。)又は公立の高等学校等に在学する者	自 宅 通 学 者	一八,〇〇〇円
	自 宅 外 通 学 者	二三,〇〇〇円
私立の高等学校等に在学する者	自 宅 通 学 者	三〇,〇〇〇円
	自 宅 外 通 学 者	三五,〇〇〇円

備考

一 「自宅通学者」とは、保護者と同居する者又はこれに準ずる者をいう。

二 「自宅外通学者」とは、前号の自宅通学者以外の者をいう。

2 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により被災した者への奨学資金(以下「被災生徒奨学資金」という。)の貸付金額は、条例第三条の区分に応じ、それぞれ月額二万円とする。

3 被災生徒奨学資金は、第一項の奨学資金と重複し貸し付けることを妨げない。

(貸付期間の特例)

第八条 家計急変による貸付けの期間は、貸付けの決定通知において定められた月(以下「貸付開始月」という。)から当該月が属する年度の三月までの期間とする。ただし、当該期間が満了する月の末日において家計急変の事由が発生した日から一年を超えないときにあっては、奨学生の申請により、当該年度の翌年度の三月までの期間とすることができる。

2 条例第八条第四号の規定により奨学資金の貸付けが休止されたときの奨学資金の貸付期間は、貸付開始月からその者の在学する高等学校等の正規の修業年限が満了する日の属する月までの期間に貸付けが休止された期間に相当する月数を加えた期間とする。

3 前二項に規定する場合のほか、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、その必要と認める期間を貸付期間とすることができる。

(貸付けの申請)

第九条 申請者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める書類を、教育委員会にその定める期日までに提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる場合においては、随時提出することができる。

一 中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。以下同じ。)に在学し、翌年度に高等学校等への進学を希望する者が、高等学校等に在学することとなったときに奨学資金の貸付けを受けようとするとき。

イ 奨学資金貸付申請書(様式第一号の一)

ロ 世帯全員の住民票の写し

ハ 学習の成績等を証する書類

ニ 世帯全員の収入を証する書類

ホ その他教育委員会が必要と認める書類

二 高等学校等に在学する者が、奨学資金の貸付け(家計急変による貸付けを除く。)を受けようとするとき。

イ 奨学資金貸付申請書(様式第一号の二)

ロ 世帯全員の住民票の写し

ハ 学習の成績等を証する書類

- ニ 世帯全員の収入を証する書類
  - ホ その他教育委員会が必要と認める書類
- 三 家計急変による貸付けを受けようとするとき。
- イ 奨学資金貸付申請書（様式第一号の二）
  - ロ 世帯全員の住民票の写し
  - ハ 世帯全員の収入を証する書類
  - ニ 家計急変の事由が発生したことを証する書類
  - ホ その他教育委員会が必要と認める書類
- （保証人）

第十条 条例第六条の奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人は、申請者の保護者又はこれに準ずる者で、独立の生計を営み、奨学資金の償還の責めを負うことができる資力を有するものでなければならない。

- 2 奨学生又は奨学生であった者は、奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人を変更しようとするときは、保証人変更願（様式第二号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
- （貸付けの決定通知等）

第十一条 教育委員会は、第九条に規定する申請書（第九条第一号に係るものを除く。）を受理した場合において、奨学資金を貸し付ける旨の決定をしたときはその旨を貸付決定通知書（様式第三号）により、奨学資金を貸し付けない旨の決定をしたときはその旨を貸付不承認決定通知書（様式第四号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により奨学資金を貸し付ける旨の決定の通知を受けた者は、誓約書（様式第五号の一）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。
- （貸付けの予定の決定等）

第十二条 教育委員会は、第九条第一号に係る申請書を受理した場合において、奨学資金の貸付けを予定する旨の決定をしたときはその旨を貸付内定通知書（様式第六号）により、奨学資金を貸し付けない旨の決定をしたときはその旨を貸付不承認決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により奨学資金の貸付けを予定する旨の決定の通知を受けた者は、高等学校等に在学することとなったときは、進学届兼誓約書（様式第五号の二）に高等学校等に在学することを証する書類を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の進学届兼誓約書の提出を受けたときは、奨学資金を貸し付ける旨の決定をし、その旨を貸付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（奨学資金の交付）

第十三条 奨学資金は、毎月一月分を奨学生に交付する。ただし、特別の事情があるときは、二月分以上を併せて交付することができるものとする。

（貸付けの休止の通知）

第十四条 教育委員会は、条例第八条の規定により奨学資金の貸付けを休止したときは、貸付休止通知書（様式第七号）により奨学生に通知するものとする。

（貸付けの休止の特例）

第十五条 奨学生が高等学校等において同一の学年を重ねて履修することとなった場合において、条例第八条第四号の規定により奨学資金の貸付けを休止することにより、奨学生の修学に著しい支障が生じると認められるときは、当該奨学生の申請により、奨学資金の貸付けを休止しないことができる。

- 2 前項の申請は、貸付継続申請書（様式第八号）によるものとする。

(貸付けの停止の通知)

第十六条 教育委員会は、条例第九条の規定により奨学資金の貸付けを停止したときは、貸付停止通知書（様式第九号）により奨学生に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第十七条 奨学生は、奨学資金の最後の交付を受けた日から三十日以内に借用証書（様式第十号）を教育委員会に提出しなければならない。

(償還免除の申請)

第十八条 条例第十条の規定により奨学資金の償還の免除を受けようとする者は、免除の事由が発生した日から三十日以内に償還免除申請書（様式第十一号）に当該免除の事由が発生したことを証する書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(償還の方法)

第十九条 奨学資金を償還しなければならない者は、貸付期間が満了した月（条例第九条の規定により貸付けを停止された場合にあつては当該停止された日の属する月を、条例第十二条の規定により償還を猶予された場合にあつては当該猶予された期間が満了した日の属する月をいう。以下同じ。）の翌月から起算して六月を経過した後、奨学資金の貸付総額を別表第一上欄の貸付総額の区分に対応する同表下欄の割賦金の年額で除した期間（その期間に一年未満の端数があるときはその端数期間は切り捨て、その期間が一年未満であるときはその期間は一年とする。以下「償還期間」という。）内に奨学資金を償還するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第十二条第二号の規定により償還を猶予された場合にあつては、償還期間は、当該猶予された期間が満了した日の属する月の翌月から起算するものとする。

3 奨学資金の償還は、年賦、半年賦、月賦又は月賦及び半年賦併用による均等償還の方法によるものとする。ただし、繰り上げて償還することを妨げない。

4 教育委員会は、奨学資金を償還しなければならない者が次の各号のいずれかに該当するときは、前三項の規定にかかわらず、教育委員会が定める期日までに償還未済金額の全部又は一部の償還を命ずることができる。

一 奨学資金の償還を怠ったとき。

二 条例第九条第三号又は第四号の事由に該当したことにより貸付けが停止されたとき。

三 条例第九条第三号又は第四号の事由に該当していたことが、貸付期間が満了した後に明らかとなったとき。

(償還明細書の提出等)

第二十条 奨学資金を償還しなければならない者は、貸付期間が満了した月の末日から三十日以内に償還明細書（様式第十二号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により償還明細書を提出した者が奨学資金の償還の方法を変更しようとするときは、償還方法変更承認申請書（様式第十三号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(償還猶予の申請)

第二十一条 条例第十二条の規定により奨学資金の償還の猶予を受けようとする者は、償還猶予申請書（様式第十四号）に同条第一号又は第二号に該当することを証する書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(届出)

第二十二条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

一 休学、復学、転学、転籍又は退学したとき。

二 三十日以上停学の処分を受けたとき。

三 三十日以上にわたって学習を中断したとき。

- 四 高等学校等において進級できなかったため同一の学年を重ねて履修するとき。
  - 五 奨学資金の貸付けを辞退しようとするとき。
  - 六 本人又は保護者の住所又は氏名に変更があったとき。
  - 七 奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- 2 前項の規定による届出は、奨学生異動届（様式第十五号の一から様式第十五号の三まで）によるものとする。
- 3 奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人は、奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、奨学生死亡届（様式第十六号の一又は様式第十六号の二）により、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、奨学生が死亡したときは、当該奨学生が在学していた高等学校等の長を経由するものとする。

（書類の経由）

第二十三条 この規則の規定により教育委員会に提出する書類は、申請者又は奨学生にあっては在学する中学校又は高等学校等の長を経由して提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

（委任）

第二十四条 この規則に定めるもののほか、奨学資金の貸付けに関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行し、平成十七年四月一日以降に貸し付ける奨学資金について適用する。

附 則 （平成一七年五月一〇日教育委員会規則第二〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十条第二項の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

附 則 （平成一八年三月三日教育委員会規則第一号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年一二月二六日教育委員会規則第一八号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年五月二七日教育委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

（奨学資金の償還の猶予の特例）

- 2 奨学金を償還しなければならない者のうち、東日本大震災による災害救助法適用市町村に住所を有する者については、第二十一条の規定にかかわらず、当該震災又はこれによる災害により被害を受けたことにより奨学金の償還が困難になった者と認め、**奨学資金の償還を平成二十三年三月から平成二十四年三月の間猶予する。**

附 則 （平成二三年六月二七日教育委員会規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年七月一五日教育委員会規則第一二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第七条第二項及び第三項の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。

別表第一（第十九条関係）

奨学資金の貸付総額	割賦金の年額
二〇〇,〇〇〇円以下のもの	三〇,〇〇〇円
二〇〇,〇〇〇円を超え四〇〇,〇〇〇円以下のもの	四〇,〇〇〇円
四〇〇,〇〇〇円を超え五〇〇,〇〇〇円以下のもの	五〇,〇〇〇円
五〇〇,〇〇〇円を超え六〇〇,〇〇〇円以下のもの	六〇,〇〇〇円
六〇〇,〇〇〇円を超え七〇〇,〇〇〇円以下のもの	七〇,〇〇〇円
七〇〇,〇〇〇円を超え九〇〇,〇〇〇円以下のもの	八〇,〇〇〇円
九〇〇,〇〇〇円を超え一,一〇〇,〇〇〇円以下のもの	九〇,〇〇〇円
一,一〇〇,〇〇〇円を超え一,三〇〇,〇〇〇円以下のもの	一〇〇,〇〇〇円
一,三〇〇,〇〇〇円を超えるもの	総額の一三分の一